# 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令 和 3 年 9 月 21 日 京都府新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部 京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、5名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。 引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実に行い、感染拡大防止に 取り組んでまいります。

また、61名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

# 陽性が判明した方の概要

別紙1のとおり

報道に当たっては、個人情報の保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の 取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

### 2 退院及び入院勧告解除の状況

別紙2のとおり

厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

### 【参考】退院に関する基準(厚生労働省通知抜粋)

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合 ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、近状軽快後24時間経過した 後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の 検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合 (2)人工呼吸器等による治療を行った場合 ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に
- - 核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に 再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

#### 療養者の状況(9月20日)

療養者数	うち重症者数 ※1		
<b>原食</b> 日数	高度重症病床	その他 ※2	
2,425名	17名	0名	

- ※1 人工呼吸器管理又は体外式心肺補助 (ECMO) による管理が必要な者
- ※2 重症病床に入院後に人工呼吸器管理が必要になり、引き続き重症病床で療養している者

# PCR検査の状況(9月20日)

件数	新規陽性者数	陽性率(7日間平均)
280件	47名	9.0%



京都府広報監 まゆまろ



件に関する問い合わせ先 075 - 414 - 4723その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075 - 414 - 5487

別紙 1 陽性が判明した方の概要

府番号	在住地域等	年代	性別	現在の症状程度	判明している概要	感染経路
35032	山城北	10	男性	軽症		不明
35033	山城北	20	女性	軽症	学生	不明
35034	山城北	60	男性	軽症	会社員	不明
35035	山城南	70	女性	無症状		判明
35036	丹後	20	男性	軽症		不明

別紙 2 退院及び入院勧告解除の状況

府番号	解除日
20712	R3. 8. 18
33552	R3. 9. 15
28607	R3. 9. 17
31736	R3. 9. 17
32101	R3. 9. 17
33344	R3. 9. 17
33346	R3. 9. 17
33347	R3. 9. 17
33349	R3. 9. 17
33593	R3. 9. 17
33594	R3. 9. 17
33348	R3. 9. 18
33351	R3. 9. 18
33352	R3. 9. 18
33799	R3. 9. 18
34706	R3. 9. 18
29914	R3. 9. 19
32986	R3. 9. 19
33595	R3. 9. 19
33747	R3. 9. 19
33749	R3. 9. 19
33750	R3. 9. 19
33751	R3. 9. 19
33800	R3. 9. 19
34140	R3. 9. 19

府番号	解除日
34276	R3. 9. 19
32387	R3. 9. 20
32656	R3. 9. 20
32658	R3. 9. 20
32688	R3. 9. 20
33764	R3. 9. 20
33784	R3. 9. 20
33794	R3. 9. 20
33797	R3. 9. 20
33941	R3. 9. 20
33948	R3. 9. 20
33949	R3. 9. 20
33952	R3. 9. 20
33955	R3. 9. 20
33962	R3. 9. 20
33969	R3. 9. 20
33971	R3. 9. 20
33973	R3. 9. 20
33974	R3. 9. 20
34146	R3. 9. 20
34150	R3. 9. 20
34154	R3. 9. 20
34237	R3. 9. 20
34242	R3. 9. 20
34246	R3. 9. 20

府番号	解除日
34248	R3. 9. 20
34252	R3. 9. 20
34258	R3. 9. 20
34261	R3. 9. 20
34270	R3. 9. 20
34359	R3. 9. 20
34377	R3. 9. 20
34393	R3. 9. 20
34537	R3. 9. 20
34542	R3. 9. 20
34554	R3. 9. 20